

第5章 公安情勢

右翼等

抗議行動

右翼は、領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組みました。

中国をめぐるのは、南シナ海をめぐるフィリピンと中国との間の紛争に関するオランダ・ハーグの常設仲裁裁判所の最終判断を捉え、「中国の南シナ海での暴挙をこれ以上許してはならない」などと批判したほか、中国公船等が尖閣諸島周辺での領海侵入を繰り返していることについても批判しました。

韓国をめぐるのは、慰安婦問題の日韓合意（平成27年12月）に基づく10億円の拠出等を捉え、「韓国政府は、慰安婦問題で日本から多額の金を奪い取るのが目的である」などと批判したほか、竹島が不法占拠されていることについても批判しました。

北朝鮮をめぐるのは、28年1月及び9月の核実験や、繰り返される弾道ミサイル発射を捉え、「断じて許すことのできない暴挙である」などと批判したほか、核実験等に対する我が国の独自制裁強化への対抗措置として、拉致被害者の再調査を行う「特別調査委員会」を解体したことを批判しました。

ロシアをめぐるのは、12月、同国のプーチン大統領来日を捉え、「ロシアは無条件に日本の領土を一括返還せよ」などと北方領土の返還を訴え批判しました。

右翼は、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、関係諸国や我が国政府等に対する抗議活動を執拗^{よう}に行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがあります。



抗議行動を行う右翼団体（8月、東京）

街頭宣伝活動

右翼の街頭宣伝活動は、街頭宣伝車を用いて大音量で宣伝するなど、しばしば周囲に騒音被害や交通渋滞を引き起こしています。中には、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業等に対して執拗な街頭宣伝活動を行う右翼もあり、28年中、街頭宣伝活動による糾弾対象となった企業は、約190社に上っています。

右翼は、今後も引き続きこうした街頭宣伝活動を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられます。

違法行為の検挙

■ テロ等重大事件の未然防止

28年中、皇室関連記事を掲載した月刊誌の出版社に対し、「内容が不敬だ」などとして、同社事務所出入口ドアのガラスを割って室内に侵入し、黒色ペンキをまくなどした「出版社に対する建造物侵入等事件」(5月、警視庁)が発生し、**右翼関係者1人を逮捕**しました。

警察は、各種情報活動の推進や拳銃等の銃器摘発により、右翼によるテロ等重大事件の未然防止に努めています。



出版社に対する建造物侵入等事件（5月、東京）

■ 右翼による違法行為の取締り

28年中の**右翼による違法行為**の検挙件数・人員は、**1,499件1,537人**で、道路交通法違反を除くと584件607人でした。このうち、**資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件**等の悪質な犯罪の検挙は206件201人に上り、道路交通法違反を除いた検挙件数の**約35%**を占めました。

また、市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、威力業務妨害等により14件59人を検挙しました。

警察は、右翼による違法行為に対し、引き続き徹底した取締りを行うこととしています。



街頭宣伝活動に対する取締り（8月、静岡）

第5章 公安情勢

右派系市民グループをめぐる動向

■ 右派系市民グループをめぐる情勢

28年中、「在日特権を許さない市民の会」を始め、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えた徒歩デモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国における徒歩デモは約40件行われました。

また、右派系市民グループの活動に対して抗議する勢力（以下「反対勢力」という。）が、参加者による過激な言動について、「ヘイトスピーチ」であると批判するなどして、抗議行動に取り組みました。



右派系市民グループのデモ行進（2月、東京）

このような情勢の下、28年6月、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が許されないことを宣言し、その解消に向けた取組の基本理念を定めることなどを内容とする**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律**（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されるなど、ヘイトスピーチに対する社会の関心が一層高まっています。

警察では、ヘイトスピーチ解消法を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、法を所管する法務省から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合には、これに積極的に対応するほか、ヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、厳正に対処するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与しています。

右派系市民グループは、ヘイトスピーチ解消法の施行やヘイトスピーチに対する批判を意識しつつも、引き続き、内外の諸問題に敏感に反応し、徒歩デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対勢力とのトラブルから生じる違法行為の発生が懸念されます。

■ 違法行為の取締り

警察は、右派系市民グループと反対勢力とのトラブルから生じる違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じています。

3月、東京都新宿区内において、デモ行進中、デモに抗議する男性の右肩部分を所持していたバッグで殴打する暴行を加えた右派系市民グループ関係者を**暴行罪で逮捕**しました。

警察は、引き続き、違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき厳正に対処していくこととしています。